

Contents *生活保護、知るなら今でしょ！ ～住マイルコラム特別編～

*リーシング速報 *高齢者問題を中村が斬る *夏季休暇のお知らせ *コラム

第2回



大阪の場合

以前の支給限度額

世帯人員別の住宅扶助の限度額		
1人	2～6人	7人以上
42,000円	54,000円	64,000円



これからの支給限度額

表① 平成 27 年 7 月から生活扶助(家賃・間代等)の限度額

世帯人員別の住宅扶助の限度額				
1人	2人	3～5人	6人	7人以上
40,000円	48,000円	52,000円	56,000円	62,000円

表② 1人世帯においては、住居の床面積で限度額が定められる

1人世帯の住宅扶助の限度額		
11～15㎡	7～10㎡	6㎡以下
36,000円	32,000円	28,000円

これまでの基準額は、級地と世帯人数によって算定されてきましたが、こ

れまでの基準額は、級地と世帯人数によって算定されてきましたが、こ

も、8種類あります。「生活扶助」「教育扶助」「住宅扶助」「医療扶助」など。

■生活保護とは？

生活保護の支給額が2015年7月1日より引き下げられています。正しくは、生活保護の内、住宅扶助額のみ基準が見直され、支給額が減額されています。具体的にはどう減額され、それによりどんな影響が発生してくるのかを見てみます。

の7月から、2項目が細分化され(表①)、さらに床面積の要素が新たに加えられていきます。(表②)

7月1日は何の日?
生活保護、知るなら今でしょ!